

監査公表第 18 号（令和 8 年 6 月 19 日、県公報第 704 号登載）

教育委員会出先機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 7 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

8 教財第 2 4 4 号
令和 8 年 5 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1 6 2 3 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>特別支援教育就学奨励費の学校給食費について、支給額算定を誤ったため、支給不足となっていた。</p>	<p>所属長は、関係職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者は、「学校給食・寄宿舎食運営規定」に基づき欠食数等を把握し、表計算ソフトで作成している「学校給食費（寄宿舎食費）支給表及び現金受領台帳」の算定式が正確であるか確認を行うとともに、栄養教諭が別途作成している給食費返金額の表とを照合し、算定した学校給食費が正しいか確認する。 ・ 担当者は、学校給食費の支給の決裁時に、「学校給食費（寄宿舎食費）支給表及び現金受領台帳」等の関係資料を添付するとともに、副任者及び上司は、「事務処理状況確認用チェックリスト」を利用しチェックを確実にを行う。 <p>また、教育委員会は、特別支援教育就学奨励費担当者説明会で、本事例を取り上げ、表計算ソフト等により学校で独自に関数を入力し処理している場合は、その関数に誤りがないかを含め確認するとともに、学校給食費を正確に算定するよう指導する。</p>